

手続代行者、施工者アカウント作成

ポータル画面のメニュー表示切替をクリックすると、アカウント管理が表示されます。
アカウント管理内の追加アカウント作成ボタンを押してください。

※ 注意

追加でアカウントを作成できる権限は、ログイン画面で申請者アカウントを作成した**申請者の代表担当者(=申請者アカウント(親))のみ**可能です。

申請者アカウント(親)以外がログインしたポータル画面では、アカウント管理には、パスワード変更のみが表示します。

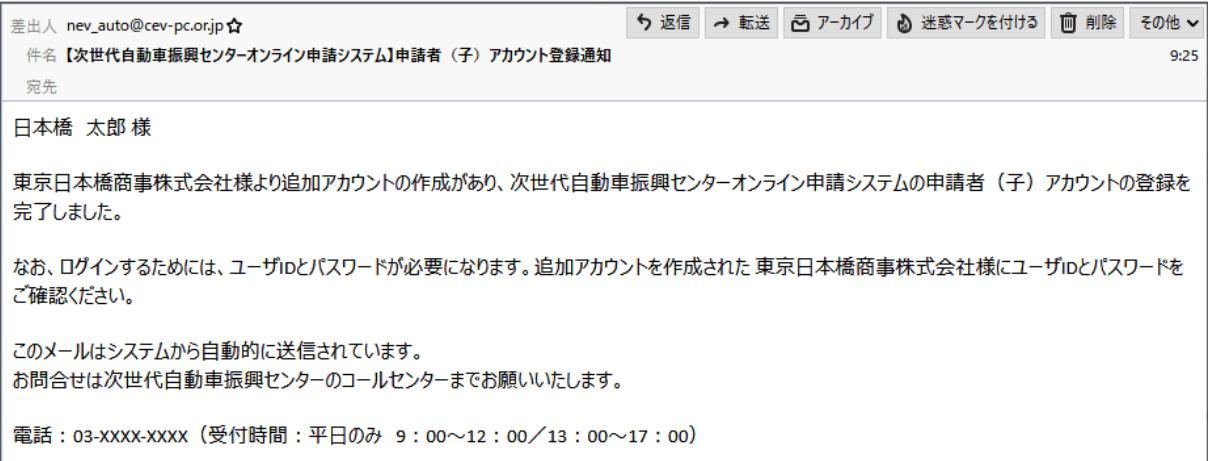
追加アカウント作成画面が表示されますので、追加したいアカウント情報を入力し登録ボタンを押してください。

登録ボタンを押すとシステムより追加したアカウントのメールアドレス宛てにメール通知します。

申請者アカウント(親)は、入力したIDとパスワードを追加アカウントの利用者に伝えてください。

- 申請者アカウント(子) : 申請者(社内等)で作業者を追加する場合
- 手続代行者アカウント : 施工会社の中から手続の代行を依頼する場合
- 施工会社アカウント : 施工会社に工事に関する項目の入力を依頼する場合

追加アカウントの利用者へメールが送付されますので、オンライン申請ログイン画面より申請者アカウント(親)から受領したIDとパスワードを使ってログインします。



※ 注意

メール内にはID、パスワードは記載されていませんので、申請者アカウント(親)へ確認してください。



追加されていることを確認するためには、メニュー表示切替をクリックしてアカウント管理を表示させます。アカウント一覧ボタンを押すと、登録されたアカウントが一覧となって表示されます。

